

自治体予算査定業務自動化・高度化システム導入業務公募型プロポーザル 実施要領

1. 趣旨

本業務は、全国市区町村電子自治体共同運営協議会を構成する自治体による共同調達を前提として、予算査定業務を中核に、事務事業評価等に横断利用できるシステムを導入し、過去資料、各種計画、予算及び決算情報、事務事業評価、行政改革関連資料その他の情報を横断的に活用しながら、査定論点の整理、判断根拠の可視化、庁内議論の高度化、作業時間の削減及び業務標準化を実現することを目的として、自治体予算査定業務自動化・高度化システム導入業務を委託する事業者を募集するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名 自治体予算査定業務自動化・高度化システム導入業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間で契約者となる協議会を構成する各自治体と協議のうえ決定するものとする。

3. 契約

選定した事業者と協議会構成自治体との間で見積額及び内容等を確認し、契約手続きを行うものとする。なお、構成自治体によって予算措置する時期が異なるため、契約する時期も異なる。また、構成自治体において予算が成立しないなど特別な事情が発生した場合は契約締結ができないこともある。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 日野町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本町に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 本業務に関する十分な能力を有していること。

5. 参加方法

(1) 提出書類

① 提案書（任意形式）

「2. 業務概要（2）業務内容」について、参加者の提案内容を記載すること。

また、書式は自由とするが、A4版を基本とし、それより大きいサイズの用紙を使用するときは、A4版のサイズに折り込むこと。

② 見積書及び経費内訳書（様式任意）

別添「仕様書」に記載の全ての要件を実現するための費用について、経費内訳が分かるようにして提出すること。

※自治体の規模等により見積額が異なる場合は、それがわかるように明記すること。

※導入後、システム使用料や保守料が必要となる場合は、それがわかるように明記すること。

③ 誓約書

④ 直近年度の市町村税（本店所在地分）及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

⑤ 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

※①から⑤の提出をもって本プロポーザルへの参加申込みとする。

(2) 提出部数

正本1部のほか副本5部

(3) 提出先

日野町総務課（〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地）

(4) 提出期限

令和8年7月7日 午後4時

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出のこと。なお、持参する場合の受付時間は午前9時から午後4時までとし、郵送する場合は、7月7日午後4時までに必着のこと。

(6) 提出書類の返却

提出書類は返却しない。

(7) 質疑応答

① 受付期限

令和8年6月26日 午後3時

② 質問方法

質問内容を任意の様式に簡潔にまとめ、「8. 問い合わせ先」記載のメールアドレスに電子メールで送信すること。なお、質問を送信した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

③ 回答日

令和8年7月2日までに、質問及び回答内容を日野町ホームページに掲載する。

6. 選定方法

(1) 選定方式

提案書、見積書及びプレゼンテーションによる審査を行い、その内容を総合的に評価するプロポーザル方式とする。

(2) プレゼンテーション

① 所要時間

1 社あたり 40 分程度（説明時間 30 分、質疑応答 10 分）

② 開催日時

令和 8 年 7 月 17 日を予定（詳細な日時については、参加者に別途通知する。）

③ 開催場所

日野町役場会議室又はオンライン形式とする。なお、オンライン形式による場合は、参加者において環境（ミーティング URL、ID、パスコード等）を準備すること。

(3) 審査結果

令和 8 年 7 月 27 日までに文書で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て等については、一切受け付けない。

7. その他の留意事項

(1) 提案者は、本件に関して当協議会が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。

(2) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

(3) 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、全て事業者負担とする。

(4) 事業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。

(5) 本要領の配布後は、当協議会構成自治体及び本業務に関連する部署への一切の営業活動及び情報収集活動（ただし、「5. 参加方法（7）質疑応答」記載の事項を除く。）を禁ずる。

(6) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

① 「4. 参加資格」に示した参加資格要件を満たさない者が提案を行った場合

② 全ての提出書類及びプレゼンテーションの説明内容（質疑応答を含む。）のうち、いずれかに虚偽の提案を行った場合

③ 本要領の配布後から受託事業者と契約を締結するまでに、当協議会構成自治体職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合

8. 問い合わせ先

全国市区町村電子自治体共同運営協議会

事務局 滋賀県日野町総務課 担当：角

住所：滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

電話：0748-52-6500

FAX：0748-52-2043

メールアドレス：soumu@town.shiga-hino.lg.jp